

令和 2 年 4 月 3 0 日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

---

令和2年4月30日(木曜日)

---

出席委員(6名)

委員長 村松秀雄君  
副委員長 平吹俊雄君  
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君  
福田淑子君 千葉一男君

---

欠席委員(なし)

---

委員外議員 我妻 薫君  
議長 大橋 昭太郎君

---

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義則君  
企画財政課長 佐野 仁君

---

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 俊幸君  
事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂君

---

令和2年4月30日(木曜日) 午前9時30分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会5月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 1 件

議案 1 件（補正予算 1 件）

2 ) 会議の期間及び議事日程について

期間 5 月 1 日（金）1 日間

3 ) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

委員長（村松秀雄君） ただいまから議会運営委員会を開きます。

当委員会、委員全員出席でございますので、委員会は成立をいたします。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

それでは、本日説明員として総務課長、企画財政課長が出席をさせていただいております。

早速、3の議長からの諮問、美里町議会5月会議について、議案等についての執行部からの説明を求めます。よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） おはようございます。本議会につきましても御指導よろしくお願申し上げます。

それでは、今回の5月会議につきましては、行政報告が1件、報告案件が7件、議案が1件となっております。順番に説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

それでは、初めに行政報告についてでございます。

行政報告につきましては、工事請負契約の締結について報告するものでございます。

工事請負契約の締結において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件は、令和元年度南郷第3地区（単独）雨水排水路工事で、一般競争入札に付しました。

なお、契約締結状況につきましては別紙資料のとおりでございます。

以上、行政報告となります。よろしくお願いたします。

委員長（村松秀雄君） これについて何かございませんか、問題。

これ、工期なんだけれども、一応繰越しになる予定ですよ、これ。

総務課長（佐々木義則君） こちらの案件につきましては、3月30日付で工期の変更契約をしております。工期については令和3年3月31日に変更して繰越しといった工事の内容となります。

委員長（村松秀雄君） よろしいですか。

では、次に参ります。

続きまして、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、その前に、大変申し訳ございませんが、議案書及び資料等に一部誤りがございましたので、その部分について説明をさせていただきたいと思っております。

委員長（村松秀雄君） では、ちょっとお待ちください。今事務局から資料をお渡しします。

資料行き渡りましたね。ではよろしくお願いします。

総務課長(佐々木義則君) それでは、議案及び資料等のほうに記載の誤りがありましたので、説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案書のほうでございますが、5ページ目になります。

5ページ目の下から3行目になりますが、1条の附則の第10条第2項の改正の分の、附則第10条の2の第7項の部分の追加の部分になるわけでございますが、下から3行目のところで、市町村の条例で定める割合は3分の4とするとなっておりますが、こちら4分の3の誤りでございました。申し訳ございませんでした。

続きまして、議案書12ページになります。

こちらは附則第10条の税条例等の一部を改正する条例の附則1条の改正の部分になりますが、12ページの10条の部分です。ここの附則第1条第3号中、平成31年10月1日を令和元年10月1日に改めるとなっておりますが、こちらにつきましては附則第1条第3号ではなくて附則第1条第2号の誤りでございました。こちらのほうも訂正をお願いしたいと思います。

それから、最初議案のほう説明させていただきます。

次、報告第3号の専決処分の案件でございます。

議案書20ページになります。

条例の23条の改正の部分になりますが、こちらの部分で、23条中61万円を63万円に、16万円を17万円改めとなっております。ここに、16万円を17万円にの「に」が抜けておりました。この部分の修正をお願いしたいと思っております。

それから、正誤表の裏面になりますが、続きまして資料編の部分の修正でございます。

資料編の53ページをお開き願いたいと思います。

上段の部分の上から5行目、附則第2条第2項の改正の部分でございます。

今回税条例等につきましては一括して元号の改正も行ったところでございますが、この部分で、第2項、平成33年度を令和3年度、それから平成32年度を令和2年度という改正を行うところでしたが、正誤表のとおり改正案につきましてもそのまま平成33年度、平成32年度といったことで記載をしてしまいました。こちらは令和3年度、令和2年度に改正するという内容でございます。この部分について誤りがありましたので、訂正方をお願いしたいというふうに思っております。

委員長(村松秀雄君) ただいま執行部のほうから訂正の案件が出されました。4件でございます。

これについても議案書は配付になっており、あしたは議会開催日ということで、直前でございますけれども、訂正の方法としては議会始まる前しかないんだと思うんですが、皆さんのお考えはいかがでしょうか。どのタイミングで訂正をかけますか。あしたの始まる前ですよ、局長のほうから連絡していただいて、事前に。あした議案書持ってこない人は資料見ないと思うので。

その辺あやふやなところもあるので、じゃあ今日は局長に訂正部分あるので忘れずにという確認の、この議運のメンバー以外に連絡していただいて、あした議会始まる前、これはシールで訂正しますか。控室かどこかで。

総務課長（佐々木義則君） 控室のほうで最初に訂正をさせていただければと思います。

委員長（村松秀雄君） シールの場合はね。分かりました。

執行部のほうから、開始前にシール貼りをするというので、議会開会前に別室で訂正を行うということで、局長のほうから連絡をしていただいてよろしいですか。そのような方法でよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、そのようにいたします。ありがとうございます。

では次、議案のほう、修正終わりましたのでよろしいですか。

それで、今資料のほうについては最初の4件、3件かな、話されてなかったんですけども、資料のほうは直っているということで理解していいんですね。

総務課長（佐々木義則君） 資料のほうにつきましても、併せて明日シールでの訂正をお願いしたいと思います。

委員長（村松秀雄君） 大体同じものなので、今訂正された議案書のほうに対する資料も同じく訂正するというのでよろしいですね。

では、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、報告第1号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

議案書1ページ、資料編につきましても1ページをお開き願います。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これらによって、個人住民税においては全ての独り親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴や性別に関わらず同一の控除を適用することとなりました。

固定資産税においては、所有者が不明である土地等に係る課税等への対応を図るため、現に固定資産を所有している相続人等に申告をさせることができるように条例で定めることや、調査を尽くしても所有者が明らかにならない固定資産は使用者を所有者とみなして課税することができるようにすることなどの改正が行われました。

また、地方たばこ税においては、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しが行われました。

こうした法律等の改正に伴い、美里町税条例等を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

委員長（村松秀雄君） これについてよろしいですか。資料についてもありますけれども、なければ次に参りたいと思いますが、ございませんか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 固定資産の関係なんです、これ調査を尽くしても所有者が分からないと。だからそれを使っている人を所有者とみなし、その方から固定資産税を徴収するということなんでしょから、これ例えばだけれども、こういう場合っていうのは、土地とかっていうのは大体あるんだけれども、建物とかなんとかだけれども、該当するのは現実としてあるものなんでしょから。どうなんでしょから。

総務課長（佐々木義則君） 多分ですけども、現実としてはないのではないかと思います。

委員（吉田眞悦君） まるきり他人が使っているということですよ。相続の権利がない人が。

総務課長（佐々木義則君） 今回の部分についてはできる規定の部分なものですから、この部分については今後当然調査をして、相手方の確認もしてというところの部分で、今現在はすぐ出てくるかという、すぐ出てくるケースというのではないというふうに思います。

委員（吉田眞悦君） 将来的に捉えるという、だから現実としては該当するようなケースは本町の場合ないと、現状として。

総務課長（佐々木義則君） ちょっと確認してきますので。私も附則なものですから多分ないとは思うんですけども。

委員長（村松秀雄君） では、休憩いたします。

午前9時45分 休憩

---

午前9時49分 再開

委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

総務課長。

総務課長（佐々木義則君） 時間をいただきありがとうございました。

現在、税務課と確認したところ、やはり所有者、使用者を所有者とみなして課税するというものは、現時点ではないということでございます。（「今後に備えていくという意味合いなわけだから」の声あり）

委員長（村松秀雄君） 千葉委員。

委員（千葉一男君） 一つだけいい。

使用者が本当は納税者になるわけですよ、所有者じゃないのに。そういうふうな方法を取るとするのは、基本的には弱者を救うっていう基本的な考えがあるから、権利でそういうのもあると思うんですが、これからそういうふうな考え方でやるとしたら何かちょっと疑問を感じるんだけど、なぜこういうふうな前提に至ったんですか。

総務課長（佐々木義則君） まず、その辺は、現在いわゆる所有者不明土地っていうのが、結果的に全国的に増えているといった中で、所有者が不明の場合もその土地を活用できるような形で、法律がたしかそういうふうに移したとたしか思うんですけども、2年ぐらい前に変わったんです。そういったケースに関して多分固定資産税が、所有者不明の土地を活用することができるようになったものですから、その関係で所有者に固定資産税を賦課できるような制度改正ということで今回行われたものだということの内容かと思っています。

委員（千葉一男君） 所有者じゃないよね。

総務課長（佐々木義則君） 土地所有者が結果的に不明のところを、第三者の方がその土地を活用できるケースが国の法律のほうで認められましたので、そのケースの場合、その土地を使用する方に固定資産税が賦課できるといったことでの今回の改正です。

委員（千葉一男君） それは、金を集めるほうだったら、その場合って、それではいいけれども、だけれども所有権はそのままにして、使用权ですと長い間相手がいない間に使っているような取得時効を考えるんです。そういうのもあるから、基本的に何かしたら個人を保護するためには所有権を移して、所有権にも発生する。ただ、その期間として5年なりなんなりあってもいいかもしれないけれども、ずっと不安定なまま使ってきたら税金払えってなると。

総務課長（佐々木義則君） たしか10年でしたか、期間が定められていて、当然それを使うのに当たっても県の許可っていうか、そういう制度設計になっておりましたので、ずっとそれを使い続けるということではなくて、結果的にその土地を有効活用したいという部分を活用できる、今まで全然できなかったんですけども、それができるような形に法律が変わって、ただ

それはそこをずっと使ったからずっとその人の所有物になるかということではなくて、たしか県の許可とかその期間もあって、その間は活用が許されると。

委員（千葉一男君） なかなかそこら辺のルールがよく私は理解できないんですけども、要するに所有者が今この辺ではいるわけです。不明なまま今は分からないけれども、10年間使っている人に一応税金を納めてもらう、これはこれで分かります。ずっと使いたいし、自分のものですから。あるいはいろいろやってそれで使っていて、その人に所有権を、例えば登記をしたいとかなんとかって来たらばやるという方法がもう一つあるならば、なるほどではそういう整理をするためには所有権が不明確なのがいっぱいあるから、整理していく上で一つのステップとしてはあるだろうと思って今聞いていたんですけども、今10年過ぎたら一応使用権は終わりです。だけれども、でも所有権を自分で、10年もしたら時効にはならないと思いますけれど、にもなるし、取得時効も、そういう手続を取りながら、所有者を特定、最終的には特定するという方向にこれが動くんではないんですね。

総務課長（佐々木義則君） 現行の法律はそういうところまではいってなくて、結果的に土地が、所有が不明の場合については、基本的に相続者も誰もいないといった場合については、基本的には国の財産になるということが基本になるんだと思いますので、現在の法律では。そういった土地のほうが、ただじゃあそのまま放置するのかっていうことではなくて、有効に活用していくっていう部分もあるんじゃないかということで法律が出てきた関係で、今回この固定資産の、法の改正、趣旨だと思います。

委員（千葉一男君） 面倒くさいな、何か。いいけれども。

委員長（村松秀雄君） 使用者と所有者が違うんだけども、みんなずっと要するに税金を取るために。

委員（千葉一男君） 税金を取る立場の人はいいですよ。だけれども、それ使用権は絶対的なものだし、それをガードするような事項もあるし、10年間たったら、相手が不明なやつが全部国のほうに行きますよね、財産。国に実際はなっているわけです、不明じゃなくて。

総務課長（佐々木義則君） ほとんどのケースはそこまでの手続はしてなくて、不明の土地で残って、町でも固定資産については課税保留という形になります。

委員（千葉一男君） それは、実態はそうだと思うんだけども、整理はしていたというところにはステップを踏まないんだ。そういう、まあいいです。ちょっと文言が不十分だったので。

委員長（村松秀雄君） だから使用者と相続者の言葉の違いっていうか、例えば千葉さんの土地を千葉さんが全然分からない、痴呆になって分からなく……（「委員長、休憩」の声あり）

委員長（村松秀雄君） 休憩。

午前 9 時 5 6 分 休憩

---

午前 9 時 5 7 分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。（「休憩してもらえる」の声あり）

では、再度休憩します。

午前 9 時 5 7 分 休憩

---

午前 10 時 20 分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

ただいまの専決処分についての質疑はできるのかという委員からの申入れがありましたけれども、ただいま局長から資料をいただきまして、できるという形で前の年からやっているということで認識はあったりしたわけでございますが、これは専決の報告が終わって、議長があえて質疑の時間ということはないということなんです、当日はないんですが、これ全議員に対する理解度を深めるということに対しては皆さんいかが考えますでしょうか。みんな多分分かっていない、議運のメンバーも分かっていないので、佐野議員もなかなか理解されていないのかというふうに予想するのでお聞きいたしたいと思います。

議長が一々口述では申しませんが、できるということで、開会する前に説明をもう一回議長のほうから皆さんにさせていただいたほうがやっぱり認識があたりできますから、何でもかんでもするのではなくて、この専決ということで。

一つ、報告では、行政報告にないんだらうというふうに理解される方もいらっしゃるのかという心配をしますので、専決処分ということに関しまして、きちんと局長のほうから議会開会前に説明をしていただくということでよろしいですか。（「局長でいいですか」「議長からですか」「議運の委員長から」「前は議長から言ったんだよね」「議長のほういいんでない」の声あり）  
千葉委員。

委員（千葉一男君） それで、今までのやつから変わるところは休憩じゃなくて議事のところをつくるということなんですよ。これでいいんですよ。だから、その辺をちゃんと話さないと。休憩でやるんじゃないで追認行為だよ、だからね。意思決定のね。

委員長（村松秀雄君） では、議長のほうからということで、申し出ていただきたいと思いません。

では、これで税条例についてはよろしいですか。（「はい」の声あり）

次の専決に入ります。町都市計画税についてです。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして報告第2号専決処分の報告について、美里町都市計画税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書につきましては14ページから、それから資料編については57ページからとなります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。これに伴い美里町都市計画税条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定による報告するものでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（村松秀雄君） ただいま説明をいただきました。

これについてはいかがでしょうか。何かありますでしょうか。条文ばかり出て中身が全然分からないのであれなんですけれども。千葉委員。

委員（千葉一男君） 決定についてどうこうもないのでこれだけども、ただ、法律のどこが変わってこういうふうになるっていうぐらいはちょっとさっと説明していただかないと理解しやすい、いかがでしょうか。法律を、ここをこう変えた、その結果はこういうことでこうやって変えました、したがって条例はこうこう変えますという説明が……（「今回の、例えば開催される……」の声あり）そういうふうにしていただくといいと私は思います。

委員長（村松秀雄君） 丁寧にとのことですね。（「そうです」の声あり）

総務課長（佐々木義則君） それでは、担当部署から今回のいわゆる改正に伴って、固定資産税課税に関する内容に変更があるのかという部分についてはないということなんです。上位法の法律のいわゆる引用条項がずれたのでの改正ということなんです、そもそもその法律の改正の部分、改正趣旨等改正の報告のほうに盛り込むということで。

委員長（村松秀雄君） ほかがございませんか。（「なおさら面倒くさい、分からないから」の声あり）

委員（千葉一男君） 簡単にここだっていうふうに、細かい論理じゃなくて現象で説明してもらって。

委員長（村松秀雄君） じゃあ次、国民健康保険税の改正でございます。よろしくお願ひします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、引き続きまして報告第3号専決処分の報告について、

美里町健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては18ページから、資料編については63ページからとなります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

国民健康保険税の基礎課税額と介護納付金課税額の課税限度額を引上げ、軽減判定所得の算定方法における被保険者数に乗ずる金額を引き上げるなどの改正でございます。これに伴い、美里町国民健康保険税条例を改正する必要があることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長（村松秀雄君） これについては何かありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に参りたいと思います。

企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。本議会につきましても御指導のほうよろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

私のほうからは、報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案書につきましては21ページから、資料編につきましては67ページでございます。

令和元年度の地方譲与税等の歳入額が年度末に確定したことから、令和元年度美里町一般会計補正予算（第13号）を調製し、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告を申し上げます。

まず、議案書の24ページをお開きください。

予算本文第1条規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7,505万3,000円といたしております。補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書の38ページ、39ページをお開き願います。38、39でございます。

2款総務費に2億7,259万8,000円追加いたしました。

1項総務管理費の財産管理費に、財政調整基金積立金2億7,259万8,000円追加いたしました。

10款教育費につきましては、財源組替えでございます。これにつきましては、南郷球場改修事業等の町債充当事業の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

34ページ、35ページまでお戻り願います。

2 款地方譲与税に341万3,000円追加いたしました。

1 項地方揮発油譲与税で272万1,000円減額いたしました。

2 項自動車重量譲与税に613万6,000円追加いたしました。

3 項森林環境譲与税で2,000円減額いたしました。

3 款利子割交付金で1万1,000円減額いたしました。

1 項利子割交付金で1万1,000円減額いたしました。

4 款配当割交付金に152万6,000円追加いたしました。

1 項配当割交付金に152万6,000円追加いたしました。

5 款株式等譲渡所得割交付金で30万円減額いたしました。

1 項株式等譲渡所得割交付金で30万円減額いたしました。

6 款地方消費税交付金に920万1,000円追加いたしました。

1 項地方消費税交付金の地方消費税交付金に地方消費税交付金（従来分）507万8,000円、地方消費税交付金（社会保障施策分）412万3,000円それぞれ追加いたしました。

8 款環境性能割交付金に27万円追加いたしました。

1 項環境性能割交付金の環境性能割交付金に自動車税環境性能割交付金27万円追加いたしました。

9 款地方特例交付金に2,518万7,000円追加いたしました。

2 項子ども・子育て支援臨時交付金に2,518万7,000円追加いたしました。

続いて36ページ、37ページをお開き願います。

10 款地方交付税に3億8,943万3,000円追加いたしました。

1 項地方交付税の地方交付税に特別交付税3億8,887万6,000円、震災復興特別交付税55万7,000円、それぞれ追加いたしました。特別交付税につきましては、令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物の処理費用に要する令和2年度以降の特別交付税措置分が令和元年度の特別交付税において措置されたことによるものでございます。

18 款繰入金で1億4,272万1,000円減額いたしました。

2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金で1億4,272万1,000円減額いたしました。

21 款町債で1,340万円減額いたしました。

1 項町債の教育債で、公共施設等適正管理推進事業債10万円、減収補填債で減収補填債1,330万円それぞれ減額いたしました。減収補填債につきましては、法人町民税法人税割の減収見込

額が減額となったため、発行額を見直すものでございます。

29ページまでお戻り願います。

予算本文第2条地方債の補正につきましては、公共施設等適正管理推進事業債（南郷球場改修事業）を始め、3件について限度額を変更するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上でございます。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

この補正予算について、前年度分、何かございますでしょうか。福田委員。

委員（福田淑子君） 35ページの一番下の9款の節の部分なんですけれども、子ども・子育て支援っていいんですね。

企画財政課長（佐野 仁君） 次のページに臨時交付金って、ちょっとシステムの関係で……

委員（福田淑子君） 節の部分の言葉はこれでいいんですね。

企画財政課長（佐野 仁君） 節の言葉の後ろの臨時交付金が次のページに……

委員（福田淑子君） 失礼しました。分かりました。

委員長（村松秀雄君） ページをまたいでいるんですね。

ほかございませんでしょうか。ほぼ台帳今までどおりですね。

企画財政課長（佐野 仁君） 御説明申し上げましたけれども、特別交付税につきまして、昨年10月に発生しました令和元年東日本台風、こちらで大量の稲わらが発生しております。その災害廃棄物の処理量に関わります特別交付税措置分、こちら令和2年度以降も稲わらについては処理を行うんですけれども、その分が令和元年度の特別交付税で先に前倒しでいただいたと。その差額を財政調整基金のほうで積立てをしておいて、また令和2年度はそこから出すと。令和2年度につきましては、次の議案書にあるんですけれども、当初予算で出していた分を落とすという感じの考えになっております。

委員長（村松秀雄君） これについて、ほかはございますか。（「なし」の声あり）

では次、報告第5号水道料金権利の放棄に行ってお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第5号専決処分の報告について、権利の放棄についてでございます。

議案書40ページから、資料編については68ページからとなります。

美里町水道料金の未収金のうち3件、4万5,541円につきましては、債務者が破産法に基づく

手続を行い、破産手続終結決定後、商業登記簿が閉鎖され、未収金を回収できる見込みがないものでございます。

また、30件の未収金9万6,490円につきましては美里町債権管理条例第13条第1項の規定により徴収停止としておりましたが、その後においても債務者は無資力に近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済できる見込みがないと判断したものでございます。

これら33件の未収金総額14万2,031円におきまして、実質的に債権としての経済的価値が完全に消滅していると認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決することにいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。6年分ですね。

これについて何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、この法人については、分かったのはいつ頃なんですか。破産手続が完了したというのは。結了を受けて。2社なんだけれども、同時期ではないと思うんだけれども。平成30年度に1件でしょう、早くて。平成29年で6件、上だろうけど、法人2件なのかな。この2段階目の部分はどういう区別ですか。法人、個人という区別ですか。

総務課長（佐々木義則君） そのとおりです。

委員長（村松秀雄君） 法人から先ね。

総務課長（佐々木義則君） すみません、結了月日までは現在把握しておりません。

委員長（村松秀雄君） これについては何年前のものを、ここでは2年前、平成30年度だから。ということは、その前に、個人の場合だけ、徴収を停止にしているんだから、ただ法人終わったのがいつなので、そのまま、本来だったらなくなった時点で既にこうだと思っただけけれども、2年間お願いしていたのかと。その辺の対応がどうなっていたのかと思ひまして。

総務課長（佐々木義則君） 両方、清算の手続をしたのは令和元年度中ということなんですが、ちょっと細かい日にちまでは持ってはいないんですが、今年度中に結了をしたために、今回3月31日で専決処分を行ったと。

委員長（村松秀雄君） いろいろ今までもこの使用料とか賦課するものとか一括して放棄をしてきた前例がありますよね。だから、その辺の手続的にもどうなのか、前の例から見ればちょっと違う紙っこ1枚かというふうに、件数が少ないからそうなのか、期限がそうだからかっていうふうな思いもあるんだけれども、それは総務課長考えてなかったですか。

総務課長（佐々木義則君） 今回専決処分というところで、お話しのとおり専決処分の中で、一つがこの法人の経営破産手続が終了した時点での債権のいわゆる放棄の部分と、もう一つについては債権管理条例に基づく徴収停止を行ったものの、その後も徴収が厳しいという部分についての権利の放棄ということで、こちらについては専決事項というようなこともありまして、今回資料等については、通常の権利の放棄の議決案件については事前にこの会議内で説明していくというところが多くございますが、今回専決案件ということで、主要内容については今回提示した資料で報告をさせていただきたいということでございます。

委員長（村松秀雄君） 千葉委員。

委員（千葉一男君） ちょっと的外れなことを言うけれども、これ3社になっています。これでいいんですね。3社。ということは3法人ということですか。

何を聞きたいかという、1法人が3回なのか、これずっと見て。だから、法人を変えながら、3つの法人にしてからというような話、そういうことにならないよなと思ってちょっと。

総務課長（佐々木義則君） 法人については3社です。おのおの違う会社で、そのうちの2社については法人の破産手続等の完了に伴っての権利の放棄、1件についてはいわゆる債権管理条例13条に基づく徴収停止を行った中での権利の放棄といったことでございます。

委員（千葉一男君） 3社みんな代表者1人、同じ人だよな。

総務課長（佐々木義則君） ではないです。

委員（千葉一男君） そうですか。

委員長（村松秀雄君） 福田委員。

委員（福田淑子君） 議案だから丁寧に説明、資料も回収はなるんだけど、専決処分というのは私たちに委任している訳だから、なおさら丁寧な説明っていうのは必要だと思うんですけど、議案だから、これから皆さんに審議してもらって、議決事項だからっていうので、私逆だと思うんだよ。その辺の考え方が、専決だから紙1枚でっていうふうなの、ちょっと。

私、だからこれに対しては全協を開いて、それでそういうわけで専決処分になりましたっていう話があるのかと思っていたんですけど、ちょっと逆なんじゃないかと思います。専決だから軽く見られるというのは。

総務課長（佐々木義則君） そういう意味ではないんですが。

委員（福田淑子君） だから、丁寧な説明というのはなおさら必要ではないかと、専決については特に。

委員長（村松秀雄君） これ、3社というのが、法人については平成26年、平成29年、平成30

年というふうに出ていますので別な会社だと思うんだけども。

総務課長（佐々木義則君） 一つの部分については、さっきお話ししたとおり法人のいわゆる破産手続完了ということで、実際のその完了した日付等については、2社の部分についてはおのおの町長の説明の中に組み入れられていたと思いますが、残りの部分は個人に対しての、おおむね内容については、いわゆる個人個人でその内容が違うといったところと、既にこちらについては債権管理条例に基づいて、いわゆる徴収停止を既に行って、当然徴収停止をかけてから、この弁済する見込みがないというのは、期間もある程度、相当数経過してしまって、ちょっと徴収が見込めないということで、金額も当然少額といった部分での今回の内容ということになります。

一人一人この権利の放棄についてなかなか詳細に説明といった部分については、この条例に基づいた手続を実施しているといった中で、その辺については御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、もう少しその放棄に至った経過等については、もう少し町長の口述のほうで御説明させていただければというふうに思います。

副委員長（平吹俊雄君） 丁寧な説明ということなんですが、今福田委員が言ったとおり、こういう案件については、権利の放棄については全員協議会で一回説明してからこっちに持ってきた経緯があるんだけども、今回直接だもんね。だから、その辺どうなっているのかというところあるんだけども。

金額が少額だからということではないと思うんだけども、その辺はどのように。

総務課長（佐々木義則君） その関係については、通常権利の放棄で、当然専決処分ではなくて、議案の案件となるものについては当然事前に、それらの資料等も含めまして事前に説明をさせていただくということにしておりますが、今回の分については専決処分の案件といったところで、通常議案の部分については事前に説明しようと思って、お渡しして説明をさせていただきますが、ここの、今回の専決処分については、条例等に基づいて町長が与えられての権限のことということもございまして、今回についてはそういったところをもって今回のこの資料概要、さらには町長の口述等での内容説明ということにさせていただきたいということとでございます。

委員（福田淑子君） だから、さっきも話したように、議決案件だから丁寧に説明、資料を出して説明する、専決処分だから、もう権限だから、説明そんなにしなくてもいいっていうことがちょっと解せないのね。

委員長（村松秀雄君） そうではないんでしょうけれども、総務課長、もう少し、その辺丁寧に、それについては福田委員も理解されているのかと。

委員（福田淑子君） なおさら丁寧に説明してするべきではないかと、専決処分については、共通しているんだけど、さっきから。

委員長（村松秀雄君） できる限り、当然個人名とか法人名とかそういうのはなかなか出せない部分でしょうけれども、いつの分、資料にはありますけれども。

総務課長（佐々木義則君） 今お話しいただいたとおり、当然専決処分であっても議員さん方にこの内容については詳しく説明するべきであると認識しております。

そういったことで、この専決処分のいわゆる内容につきましては、もう少し詳しい説明をさせていただくといった形で行いたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（村松秀雄君） なかなか金額の大小で行っているのではないということを御理解いただけるように、条例等も専決させてもらったということがやっぱり一番じゃないですか。金額の大小で、議会軽視ではないけれども、こんな一々全協を開く……、をしてやるべき金額じゃないのかというものではないですから。

それでは、ほかございませんか。（「なし」の声あり）

なければ次、6号、今度は町立南郷病院の診療報酬の権利の放棄についてでございます。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第6号専決処分の報告でございます。

議案書につきましては42ページ、資料編については69ページとなります。

美里町立南郷病院診療報酬一部負担金等の未収金のうち2件、未収金総額6,665円につきまして、美里町債権管理条例第13条第1項の規定により徴収停止としておりました。しかし、その後においても債務者は無資力に近い状態であり、資力の回復が困難で、弁済できる見込みがないと認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

委員長（村松秀雄君） 平成26年度に2件、お一人ずつで6,665円ということでございます。これについて何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次、7号の集落排水ですね。農集排の施設使用料の権利放棄でございます。お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第7号専決処分の報告についてでございます。

美里町農業集落排水処理施設使用料の未収金のうち2件、未収金総額3万2,950円につきましては、債務者が破産法に基づく手続を行い、破産手続終結決定後、商業登記簿が閉鎖され、未収金を回収できる見込みがなく、実質的に債権としての経済的価値が完全に消滅していると認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。よろしくお願いいいたします。

委員長（村松秀雄君） 農集排2件につきまして、1社の破産で終わったということなんですが、これについて何かありますか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 説明するときに、恐らくこれ前の水道料金とかの絡みと一緒にだろうなというふうに想像できるんだけど、ただ1社なんだよね。だから、ほかの、前の水道料金のところは、下水料というのはないという判断なんだね。だから、少し併せて説明してもらったほうがいいんじゃないのかな。

委員長（村松秀雄君） ちょっと休憩します。

午前10時57分 休憩

---

午前11時02分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

千葉委員。

委員（千葉一男君） 今の2件、1社、3万2,950円というのと、5号で3人、3社、これとの関係、もし同じだとすると、人数違うよね。さっきちょっと話したけれども。

それで、何かというのは、会社の場合は、代表者は名前を変えれば登記が3人って分かるけれども、同じ人がこれにあればある場合あり得るからさっき私質問したんだけど、何かこれ1人だとすると、3社とは言いながらこちらのところは1人が代表者なのかというふうに思ったんですけども、その辺はどういうふうにこれは理解すれば、もし関係ないなら関係ないでいいんですけども。（「法人と個人と」の声あり）

いや、法人だって名前書いてないでしょう。村松株式会社から千葉株式会社、同じ人が、村松さんが3つやれば同じ人もあるでしょう、法人だったら。

委員長（村松秀雄君） それについては、代表者はさっき……

委員（千葉一男君） 全部違うとは言ったけれども、1人となるのはさ、同じかと。

総務課長（佐々木義則君） 報告5号の部分につきましては、あくまで3つの法人とあくまで

3人の法人と、ここはつながりがございません。

委員（千葉一男君） 5号の場合はですね。

総務課長（佐々木義則君） 第7号については1つの法人ということになります。

委員（千葉一男君） 私が気にしているのは、会社というのは、3社というのは同じ人が3つ会社建てることができますよね。だから、そういう意味で、この一番元を話した場合には、1人の人なんですかっていうことをさっき質問したんです。3人ですかって言ったんです。代表者、法人格の代表者は、これ3社というのは同じ人がやっているんじゃないかという考え方を実は持ったんです、さっき。

総務課長（佐々木義則君） それは違います。

委員（千葉一男君） 違います。それだったらいいんです。その辺が、後ろが関係しているのであれば、後ろは1人、こっちは3人ということで。

総務課長（佐々木義則君） 先ほど吉田議員からお話伺った部分……（「休憩してもらったほうがいいかな」の声あり）

委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午前11時02分 休憩

---

午前11時03分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

では、7号についてほかございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、次に議案第1号令和2年度の一般会計補正予算でございます。企画財政課長お願いいたします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第1号令和2年度美里町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては46ページから、資料編につきましては71ページからでございます。

まず、議案書47ページをお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億8,918万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億4,244万8,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては事項別明細書にのっとり御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書の58、59ページをお開き願います。58、59です。

2 款総務費に24億5,236万3,000円追加いたしました。

1 項総務管理費に、新規に新型コロナウイルス感染症対策費を設け、特別定額給付金事業として郵便料318万円、特別定額給付金電算処理業務委託料139万7,000円、特別定額給付金24億3,500万円それぞれ追加いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する経費として、消耗品費500万円を追加いたしました。

3 款民生費に3,532万5,000円追加いたしました。

2 項児童福祉費に、新規に新型コロナウイルス感染症対策費を設け、子育て世帯への臨時特別給付金事業として、子育て世帯臨時特別給付金に伴う児童手当システム改修業務委託料55万円。

次のページ、60ページと61ページをお開き願います。

子育て世帯への臨時特別給付金2,951万円、保育施設感染症対策事業として消耗品費150万円、保育環境改善等事業補助金250万円それぞれ追加いたしました。

10款教育費に150万円追加いたしました。

4 項幼稚園費に、新規に新型コロナウイルス感染症対策費を設け、幼稚園感染症対策事業として消耗品費150万円追加いたしました。

特別定額給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、保育施設感染症対策事業及び幼稚園感染症対策事業の詳細につきましては、資料編の72ページからの議案第1号令和2年度美里町一般会計補正予算（第1号）の資料について示させていただいております。

次に、歳入について申し上げます。

議案書の56ページ、57ページまでお戻り願います。

10款地方交付税で1億6,872万円減額いたしました。

1 項地方交付税の地方交付税で、特別交付税1億6,872万円減額いたしました。これは令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物の処理費用に要する令和2年度以降の特別交付税措置分が、令和元年度の特別交付税によって措置されたことを受け、令和2年度当初予算で計上しておりました措置分を減額するものでございます。

14款国庫支出金に24億8,418万6,000円追加いたしました。

2 項国庫補助金の総務費国庫補助金に特別定額給付金事業補助金24億4,736万1,000円、民生費国庫補助金に子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金3,132万5,000円、保育対策総合支援事業補助金400万円、教育費国庫補助金に教育支援体制整備事業交付金150万円それぞれ追加いたしました。

18款繰入金に1億7,372万円追加いたしました。

2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に1億7,372万円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

これについて、令和2年度の補正について何かございますでしょうか。

これコロナ対策の10万円の支給ということで、支給にもなるかまだ分かっていないでしょうけれども、国もまだ決めて、今日、昨日決まったの。（「今日からです」の声あり）そういうあれになれば、予算がどうのこうのじゃなくて、明日が臨時議会なので、早急な支給手続だよ、まだ。それが大事だと思うんだけど。当然連休明けだもんね、みんな。連休を返上して...  
...

休憩します。

午前11時09分 休憩

---

午前11時12分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開します。

吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 確認。

今回のこの補正については、当然ながらコロナの感染症対策の、主たるものは国の関係だと思っただけども、その後に全協を予定しているんですよ。結局はそのコロナの関係で。だから、その全協についてのものとこれとは重複することはないということがいいんですね。まるきり全協の部分は別な部分の対応の全協なんですよと。

委員長（村松秀雄君） 明日のね。今回の終了後の全協を要請されていますので、それに対してこの給付金と別の内容で行う、それとも給付金の、今休憩中に話した配付方法とか。

総務課長（佐々木義則君） 議会全員協議会につきましては、これまで町で進めてきましたこのコロナウイルス対策感染症の対策の、これまで行ってきた経過等のまず説明をさせていただくと同時に、一部ここに重複する部分も出てくるかとは思いますが、今後の町としての対策の進め方の部分について報告をさせていただく形ということでございますので。

委員（吉田眞悦君） だから、要するに全協で、当然今、今後までの対応もという話だからだけれども、だからそういう独自の考えを持ったやつも全協の中ではお話しさせていただくということがいいんですね。

総務課長（佐々木義則君） この予算以外の部分についてもです。

委員（吉田眞悦君） だから、これ以外のね。（「休憩」の声あり）

委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午前 11 時 14 分 休憩

---

午前 11 時 18 分 再開

委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

明日本会議も全協もございますので、それで町の対応が決定されるということでございます。

ほかございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

では、なければ一旦ここで休憩をしたいと思いますけれども、総務課長、企画財政課長、大変ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。再開は11時半といたします。

午前 11 時 18 分 休憩

---

午前 11 時 29 分 再開

委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

次に、3の諮問の2）会議の期間及び議事日程についてを議題といたします。

期間につきましては5月1日、明日金曜日1日間といたしておりますけれども、これでもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）次の資料のとおりでございます。

では次、4番目の陳情要請等に入ります。

お手元に陳情書等一覧配付させていただいておりますので、一通りお目通しを願います。

5分少々休憩を取りますので、熟読お願いいたします。休憩。

午前 11 時 29 分 休憩

---

午前 11 時 38 分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

内容を御確認いただけたと思いますけれども、取扱いについてはいかがいたしましょうか。

御意見を伺います。（「配付」の声あり）

ただいま配付のみという意見が出ました。これについてはいかがでしょうか。配付のみで構いませんか。（「はい」の声あり）

では、配付のみということで、陳情書の取扱いにつきましては配付のみとさせていただきます。

次に、議題の4番、その他でございます。

実は、2月28日の議会運営委員会で、吉田委員のほうから、議会葬に関する件についての提案がございました。これについては議運の中で時間を取って協議していきましようということを確認をしておりましたので、よろしければ本日その件について話を進めていきたいと思いますが、時間のある中で、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、続けていきたいと思えます。

ちょっと休憩をいたしますので、関連法規等お渡し願いたいと、配付させていただきます。局長、お願いいたします。

休憩です。

午前11時39分 休憩

---

午前11時40分 再開

委員長（村松秀雄君） それでは、再開をいたします。

ただいま美里町議会議員の敬弔に関する規定ほか資料を配付させていただきました。

局長のほうからちょっと資料等についての説明をお願いいたします。

事務局長（佐藤俊幸君） まず、1枚目が今の敬弔に関する規定です。この間吉田委員からお話があったのは、この第2条第2号、この部分だったかと思えます。20年以上在職の部分のお話かと思っております。

それから、参考としまして、2枚目がOBたちの申合せの部分です。これを明文化したものではありませんが、やっぱりちょっと例規ということで皆様にお配りはなっている部分かとは思えます。

3枚目が運営基準ですが、ここの第17章の慶弔がうたわれております。172、173、174の部分です。

それから、町の例規の部分で、次のページになるんですが、美里町の公葬に関する要綱、こういったものがございます。こちら御覧になっていただくと、第3条対象者、ここに、第2項に、町民葬の対象となる者は、表彰条例に規定する名誉町民及び現に町議会議長の職にある者とするということで、町側の公葬に関する要綱のほうでも規定をされていて、今重複しているような状況があると。議会葬の部分と町葬の部分で規定が重複している部分がございます。

次は表彰条例で、こちらも今の名誉町民などの基準が書かれている部分で、参考までにおつけさせていただきます。

それから、次は横版のちょっと細かい資料になるんですが、こちらも議会葬あるいは公的な葬儀を行う場合に、交付金の使途という観点から、ここに丸3つほどちょっとつけておりますが、議員の議会葬実施の可否、それから公葬の執行と公金支出の可否、公葬等を執行した場合の香典等の帰属、ちょっとこの辺の拾った部分を参考までにお読みいただければと思います。

それから、次にちょっと拡大版みたいな、コピーしたもの、公金支出の制限で、ここには公的な葬儀と公金支出の云々ということで書かれています。それで、ちょっと見ていただきたいのは、一番最後のページの最後から6行目の間、次のような場合、支出することができるか。できるとすれば支出科目は何かの(3)警察官が殉職し、署葬、警察署葬ですか、署で葬儀を行った場合の僧侶へのお布施料、これについては憲法に、公金支出の禁止に該当すると考えられるので支出することはできませんといったようなことが書かれております。

後ろのほうにつけた資料については宗教的活動を伴うもの、宗教的な、和尚さんとかそういう方への支出はできませんと、公金の支出はできませんということが資料のほうには書かれているといった内容でございます。これを含めて資料のほう御活用いただければと思います。委員長(村松秀雄君) ということでございます。

吉田委員、この間やったのはあれだよ、議長、現職議長の場合だよ。このまま1番なんだけれども、20年以上あるかと。今後。

委員(吉田眞悦君) 私が相談したのは、議会葬というそのものが、20年とか現職の議長だからということではなくて、その議会葬を行うという部分についてをまずみんなで考えてみたほうがいいんじゃないのという、議会葬そのものを。だから、これは1番、2番の、第2条の(2)については、結局その議会葬の該当者になるということでしょう。

委員長(村松秀雄君) 議会葬を、これについては平成18年だから、合併した当初のやつを持ってきただけなんだよね、たしか。

委員(吉田眞悦君) 一部取り入れる際に直したけれども。

今言われた公金の支出関係の部分もあっぺし、別に無宗教でやれば。

あくまで今までのこの議会葬、旧町時代からも含めてだけれども、やはり合同葬なんだよね。結局そうなれば必ずお寺さんは絡んできますよね。宗教は絡んでくるよね。だから、佐竹先輩のときには和尚さん……。

議長(大橋昭太郎君) どういうふうに出しているか局長に調べてもらったら。甲慰金でした

つけ。弔慰金という形で、多分お布施料なんかでは出せないからではないかということだったんです。約75万円ほど公金を支出しているようになっていました。公告、新聞掲載なんかも30万円とかって大きかったんだけど、合わせて75万円ぐらいの金額、だからその人の関係、その弔慰金の中にお布施が入っている、お布施としてもあったんだよね。（「戒名代でしょう」「戒名代はないんですが」の声あり）

委員長（村松秀雄君） 書いてはいないけれども、全部を含んでのものでなかった。これそいつって書けないから弔慰金として書いたんでしょう。（「委員長、休憩」の声あり）

休憩します。

午前 11時48分 休憩

---

午後 12時00分 再開

委員長（村松秀雄君） では、この敬弔に関する規定、今のところは2条の1項、2項はなくてもいいだろうということについては、町条例のほうで敬弔で議長が載っているの、一応現職議員だから20年以上、何年以上っていうものではなくて、もう要らないんじゃないかという御意見もございました。

ちょっと今日まだ決めませんけれども、こういう方向で……（「決めないの」の声あり）決めるの。

委員（吉田眞悦君） 議会葬というそのものが要らないっていう。議会としてはやらないということの確認取れば、先ほどの中身に入って。そのほかの弔辞とか花輪なりなんなりとかそれはやっぱりもうちょっと考えましょう。現職……。

委員長（村松秀雄君） ということで、議会葬そのものについてはなくすということで考えを一つにしてよろしいですね。（「はい」の声あり）

では、あとは中身についても次回検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、ほか皆さんから何かありますか。

議長（大橋昭太郎君） 今回の5月会議も傍聴中止でよろしいですね。

委員長（村松秀雄君） では、今議長のほうからありましたが、まだ新型コロナウイルス対策として、5月議会の傍聴、これも3月に引き続きまして傍聴者を入れないということで御案内してよろしいですか。（「はい」の声あり）

分かりました。そういうふうをお願いいたします。

局長、よろしいですね。前の感じで。(「はい」「ドア開きっぱなしでやるのかな」「開いてもいいと思います」の声あり)

事務局長(佐藤俊幸君) 議場の扉ですね。では開放パターンで。

委員長(村松秀雄君) 開放しないとまずいでしょう。密室、密集になっちゃいますから。

事務局長(佐藤俊幸君) こっち側の扉は開けてやるということにしたいと。了解しました。

委員長(村松秀雄君) 階段のほうからの扉も開けるの。

事務局長(佐藤俊幸君) あっちはちょっとあまりいい風景じゃないので、反対側はですね。

(「議員席は開かないんですか」の声あり) そうなんです。

委員長(村松秀雄君) あっちも下を開ければいいんだけども、ちょっと大変な状況になっているんです。

事務局長(佐藤俊幸君) あっち、議員側のところは多分開けられると思うんですが、こちらの……

委員長(村松秀雄君) ちょっとだけでもいいから開けたらいいんだよね。(「開けるとごみ入る……」の声あり)

じゃあ、両サイド開けてもらって、ぐるっと循環するような対策をしたほうがいいと思います。

事務局長(佐藤俊幸君) それから、クールビズの関係が、執行部のほうで5月1日から始まりますので、明日の議長の口述の中で、議会が5月1日から服装云々というフレーズを述べさせていただきます。(「明日もこれでいいんでしょう」「クールビズが強制的ではない」「外してもいいですよっていう」の声あり)

委員長(村松秀雄君) ネクタイしてこなくてもいいですよと、許しますよとね、議長。(「そうですね」の声あり)

あとないですね。

なければ、これで本日の議会運営委員会を閉じさせていただきます。

閉会の挨拶を副委員長お願いいたします。

副委員長(平吹俊雄君) 今日は長時間にわたりまして御協力ありがとうございました。

緊急事態宣言が6日までということですが、やはり多くの方は自粛しているんですが、まだまだ油断は許されないという雰囲気になっております。……については今調整中ということで、大変厳しい世の中だというふうなところがあります。今は、逆に折りたたみ用のトランポリンとか缶ビールなんかが多く売れているということで、そういう遊具、かなりそうい

うものが逆に売れているのかということで、また今学校は休みなんですが、9月入学式が今全国知事会で出されております。これもこれからいろいろと議論が出てくると思いますので、いろいろとその辺は勉強しながら頑張っていきたいと思っております。

本当にマスクがない、幾ら作ってもマスクがないというか、この日々がいつまで続くかわかりませんが、本当に健康に注意していただきたいと思っております。

本日は大変御苦労さまでございました。

午後12時05分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和2年4月30日

委員 長